

重要・緊急

(本件は重要なご連絡です。必ず御社の代表取締役等経営トップに至急回覧ください。)

平成 29 年 8 月 17 日

大型車両・特殊車両ご利用の
組合員様 各位

さつき工業協同組合
代表理事 正木三男
東京都中野区本町 2 丁目 46 番 1 号
中野坂上サンブライトツイン 9 階

車両制限令違反に伴う対応についての重要なご連絡

拝啓 時下ますますご清栄のことと拝察申し上げます。
平素は格別なご高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、平成 29 年 4 月より厳格化されている道路事業者による車両制限令違反に係る取締り及びペナルティに関しまして当組合は従来より「車両制限令違反取り締まり強化に伴う社内整備状況確認のご依頼」「車両制限令違反取締強化に伴う社内体制再確認のお願い」などの文書を通じて組合員各位に違反を発生させない社内体制作りと万が一違反が発生した場合には組合員企業トップ等から当組合への迅速なご報告を頂くことをお願いしてまいりました。

又、当組合は組合員各位の同意を頂いた上で道路事業者の違反点数通知制度を利用して過去の累積点数の情報を受け取っております。

この度、道路事業者から 4 月及び 5 月に当該違反を発生させた組合員名及び違反点数の通知を当組合は受けました。

過去、何度となくお願いした「車両制限令違反を発生させない体制」整備が出来ていない組合員様があるということは驚愕至極であります。

更には、当該違反点数を当該組合員様に伝えたところ、その事実を把握していない経営トップがおられたことは驚天動地の事態であります。違反事実が経営トップに報告されていないのであります。

このようなことが続くなれば、最大 50%に及ぶコーポレートカードの割引が個別組合員様に対して中止され、その後に全組合員様に対しても中止される事態が発生します。
そのような事態をひきおこさないために状況により全コーポレートカードの即時返却、組合退会の措置をとらせていただく必要があります。

当該割引金額は組合員様によっては、一社当たり月間数百万円から数千万円にも及ぶケースもあり、そのコストアップは個別組合員様の経営に重大な影響を及ぼすものと思われます。

私ども組合といたしましても、組合の安定的な運営を図り、他の組合員企業にご迷惑がかかる事態を回避する為に厳しい措置をとらざるを得ない状況に迫られておりますことをご理解いただきますと共に、今一度、違反が発生しない体制作りと、違反発生時の、速やかな報告の徹底を組合員各位にお願いする次第です。

敬具